

はじめに

今年3月に発生した東日本大震災では、多くの中小企業が被災し、工場や店舗が閉鎖された他、倒産や廃業も相次ぎました。震災からの復興が始まっていますが、風評被害や個人消費の低迷などの影響が見られ、経済の先行きは楽観できる状況ではありません。

このような情勢下、本会では昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。本年度は従来の調査項目に加えて、新規学卒者、有期契約労働者等について調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成いたしました。

本報告書が、県下中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚であります。

最後に本調査の実施にあたりまして、格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成23年10月

香川県中小企業団体中央会

目 次

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数	4
2. 労働組合の有無	4
3. 常用労働者数	5
4. 女性常用労働者比率	5
5. パートタイマー比率	6

調査結果の概要

1. 経営状況	7
(1) 経営状況	
(2) 主要事業の今後の方針	
(3) 経営上の障害	
(4) 経営上の強み	
(5) 東日本大震災による経営への影響	
2. 労働時間	11
(1) 週所定労働時間	
(2) 月平均残業時間	
3. 有給休暇	13
(1) 年次有給休暇の平均付与日数	
(2) 年次有給休暇の平均取得日数	
(3) 年次有給休暇の平均取得率	
4. 新規学卒者	14
(1) 新規学卒者の採用の有無	
(2) 新規学卒者を採用する際の効果的な募集方法	
(3) 新規学卒者を採用する際に重視する能力・資質	
(4) 卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか	
5. 有期契約労働者	16
(1) 有期契約労働者の雇用の有無	
(2) 一番多い雇用形態	
(3) 契約更新の明示の有無	
(4) 契約更新の明示の方法	
(5) 契約更新の実施方法	
(6) 更新回数の上限回数	
(7) 勤続年数の上限年数	
(8) 処遇の実施状況	
(9) 過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況	
(10) 有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準	
(11) 有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由	
(12) 過去3年間の雇止めの実施状況	
(13) 雇止めを行った理由	
6. 新規学卒者の採用状況	22
(1) 新規学卒者の採用計画	
(2) 新規学卒者の初任給	
・初任給（高校卒）	
・初任給（専門学校卒）	
・初任給（短大・高専卒）	
・初任給（大学卒）	
7. 賃金改定	28
(1) 賃金改定実施状況	
(2) 平均昇給額・昇給率	

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的に実施しているものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

平成 23 年 7 月 1 日

5. 調査対象事業所

600 事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模 300 人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

7. 調査の主な内容

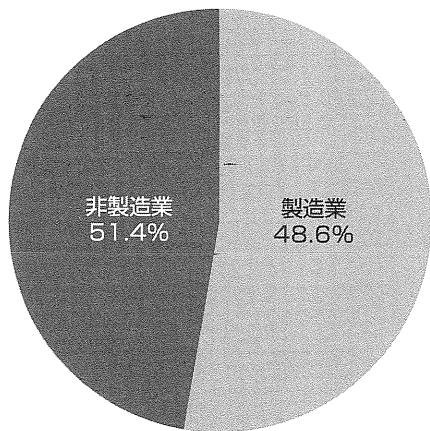
- (1) 経営に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 有給休暇に関する事項
- (4) 新規学卒者に関する事項
- (5) 有期契約労働者に関する事項
- (6) 新規学卒者の採用に関する事項
- (7) 賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

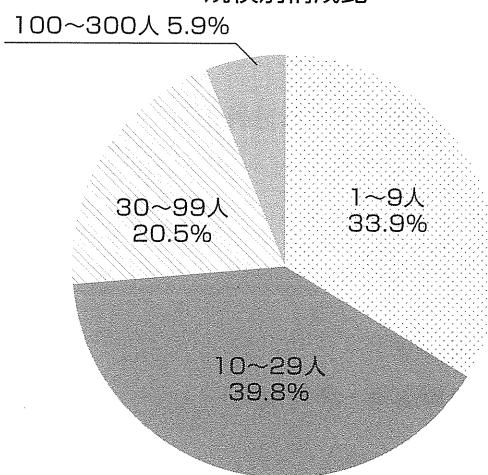
1. 回答事業所数 有効回答数 322 事業所

平成 23 年度調査の回答事業所は、調査対象 600 事業所のうち、製造業 172 事業所、非製造業 150 事業所の合計 322 事業所で、回答率は 53.7% であった。(昨年度 52.2%)

産業別構成比



規模別構成比

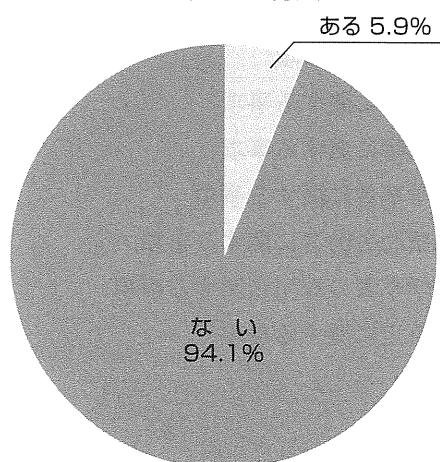


2. 労働組合の有無

労働組合のある事業所は、19 事業所であり、組織率は全産業の 5.9% であった(昨年度 19 事業所、組織率 6.1%)。

労働組合の組織率を規模別にみると、「100 ~ 300 人」が 21.1% と最も高く、次いで「30 ~ 99 人」が 18.2% となっている。

労働組合の有無



労働組合の有無及び組織率

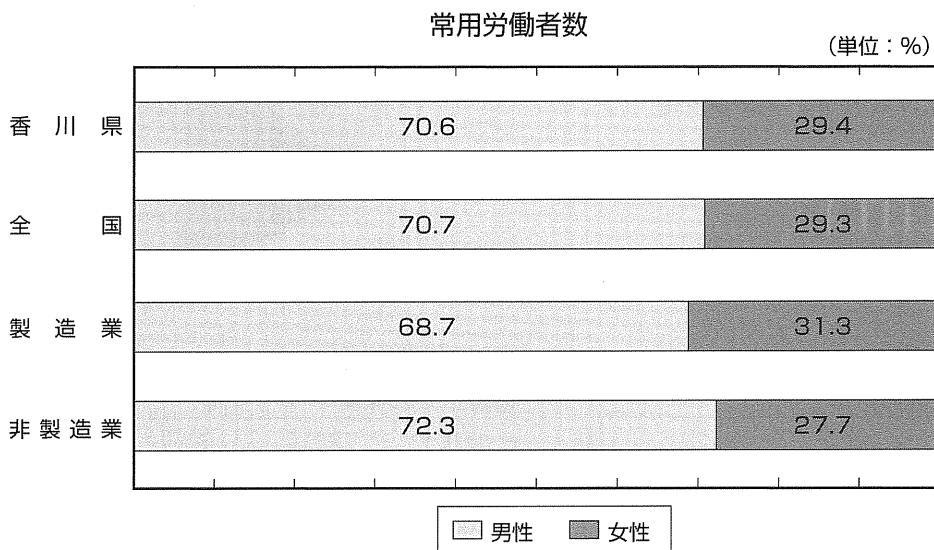
	事業所数	労働組合の有無		組織率 (%)
		ある	ない	
全 国	18,164	1,366	16,798	7.5%
香 川	322	19	303	5.9%
規 模 別	1～9人	109	2	1.8%
	10～29人	128	1	0.8%
	30～99人	66	12	18.2%
	100～300人	19	4	21.1%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は9,463人で、男性6,684人(70.6%)、女性2,779人(29.4%)の構成となっており、女性の構成比が全国平均(29.3%)より0.1ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「機械器具」(90.7%)、「金属・同製品」(90.6%)、「窯業・土石」(85.1%)、非製造業では「運輸業」(89.5%)、「建設業」(84.5%)の順で高い。

一方、女性労働者比率が高いのは、製造業では「食料品」(55.1%)、「繊維工業」(50.3%)、非製造業では「サービス業」(42.9%)であり、製造業に従事する女性の割合は非製造業に比べて3.6ポイント高い。

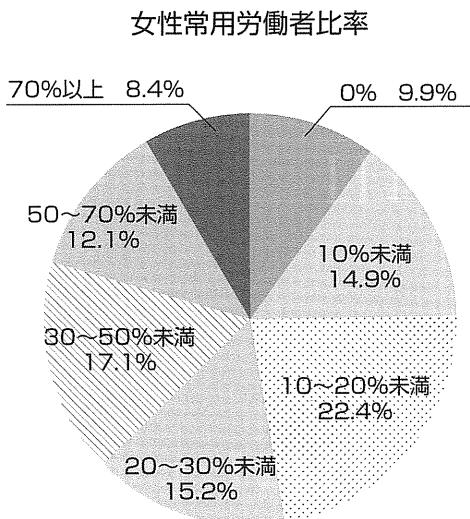


4. 女性常用労働者比率

女性常用労働者比率をみると、「10～20%未満」が最も多く22.4%、次いで「30～50%未満」(17.1%)、「20～30%未満」(15.2%)と続く。女性比率が50%未満の事業所は全体の79.5%であり、昨年度の78.8%より0.7ポイント増加している。

また、1事業所あたりの比率は、29.4%であった(全国平均29.3%)。

業種別にみると、製造業31.3%に対して、非製造業27.7%と、製造業が3.6ポイント高い結果となった。

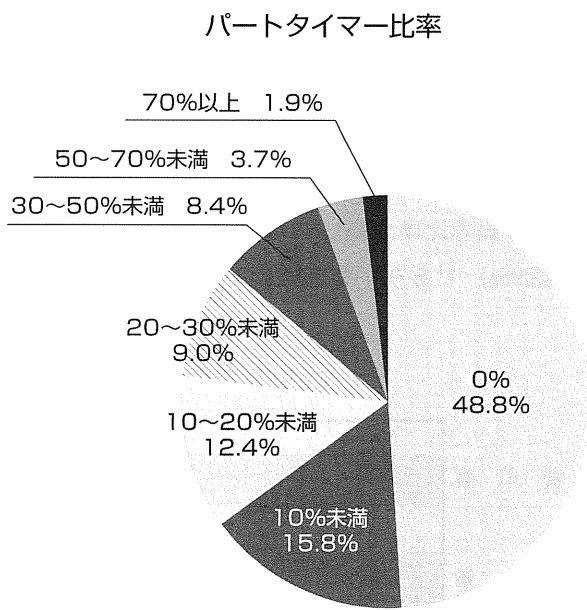


5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が48.8%と最も高く、次いで「10%未満」(15.8%)、「10～20%未満」(12.4%)と続き、比率20%未満は全体の77.0%を占める結果となった。

1事業所あたりの比率を規模別にみると、「30～99人」の事業所で14.6%となり、香川県全体の平均(14.2%)を上回っている。

1事業所あたりの比率を業種別にみると、製造業が10.9%、非製造業17.0%で非製造業が6.1ポイント高い。



パートタイマー比率 (%)

	1事業所あたりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上
全 国	14.1	47.4	17.0	11.0	8.0	7.7	5.8	3.1
香 川 計	14.2	48.8	15.8	12.4	9.0	8.4	3.7	1.9
規 模 別	1～9人	12.3	61.9	-	9.5	11.4	7.6	5.7
	10～29人	9.5	51.1	19.1	12.2	6.9	9.2	0.8
	30～99人	14.6	31.8	27.3	16.7	10.6	7.6	4.5
	100～300人	11.7	21.1	42.1	15.8	5.3	10.5	5.3
製造業 計	10.9	51.7	14.5	10.5	9.3	9.3	2.9	1.7
非製造業 計	17.0	45.3	17.3	14.7	8.7	7.3	4.7	2.0

調査結果の概要

1. 経営状況

(1) 経営状況

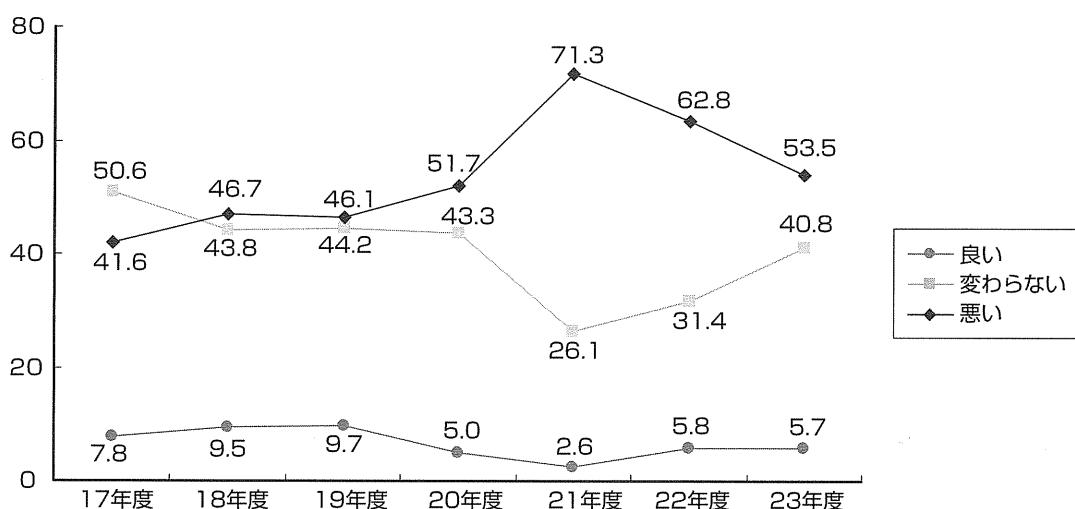
県内中小企業の現在の経営状況は、「悪い」が53.5%を占め、以下「変わらない」(40.8%)、「良い」(5.7%)の順となっている。「良い」は前年より0.1ポイント低い結果となった。

また、「悪い」は前年より9.3ポイント減少しており、経営状況が改善した。

製造業では「良い」と回答した事業所は、6.5%であったが、非製造業では4.8%であった。

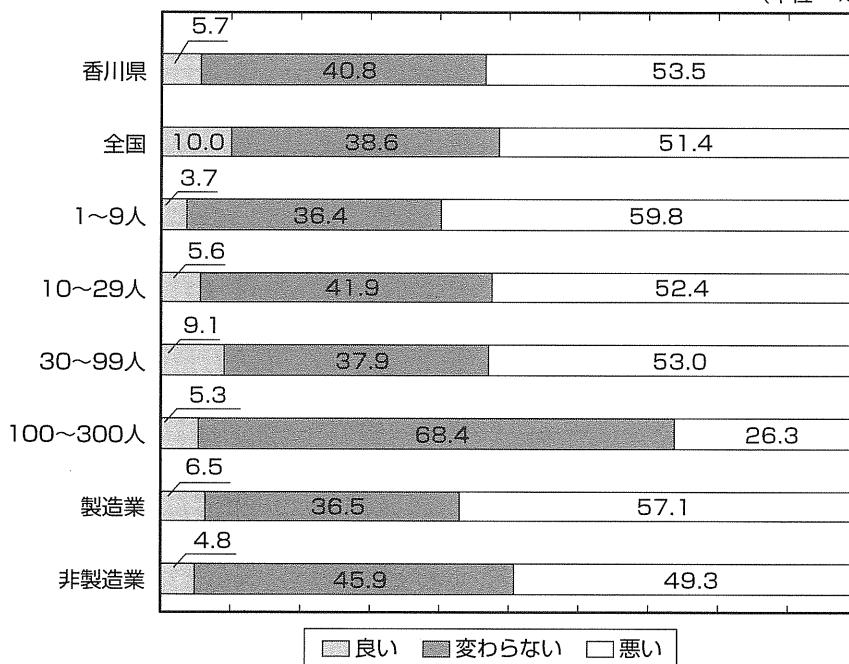
経営状況

(単位：%)



経営状況

(単位：%)



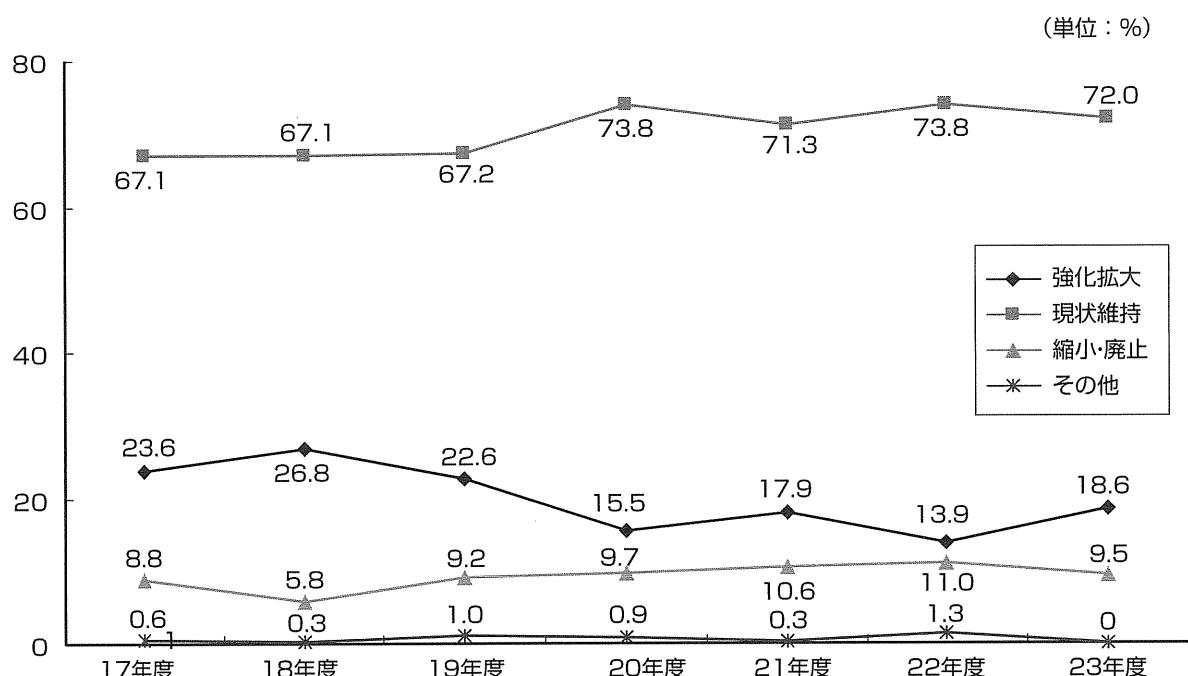
(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が72.0%と最も多い。「強化拡大」は前年に比べ4.7ポイント増加の18.6%となった。

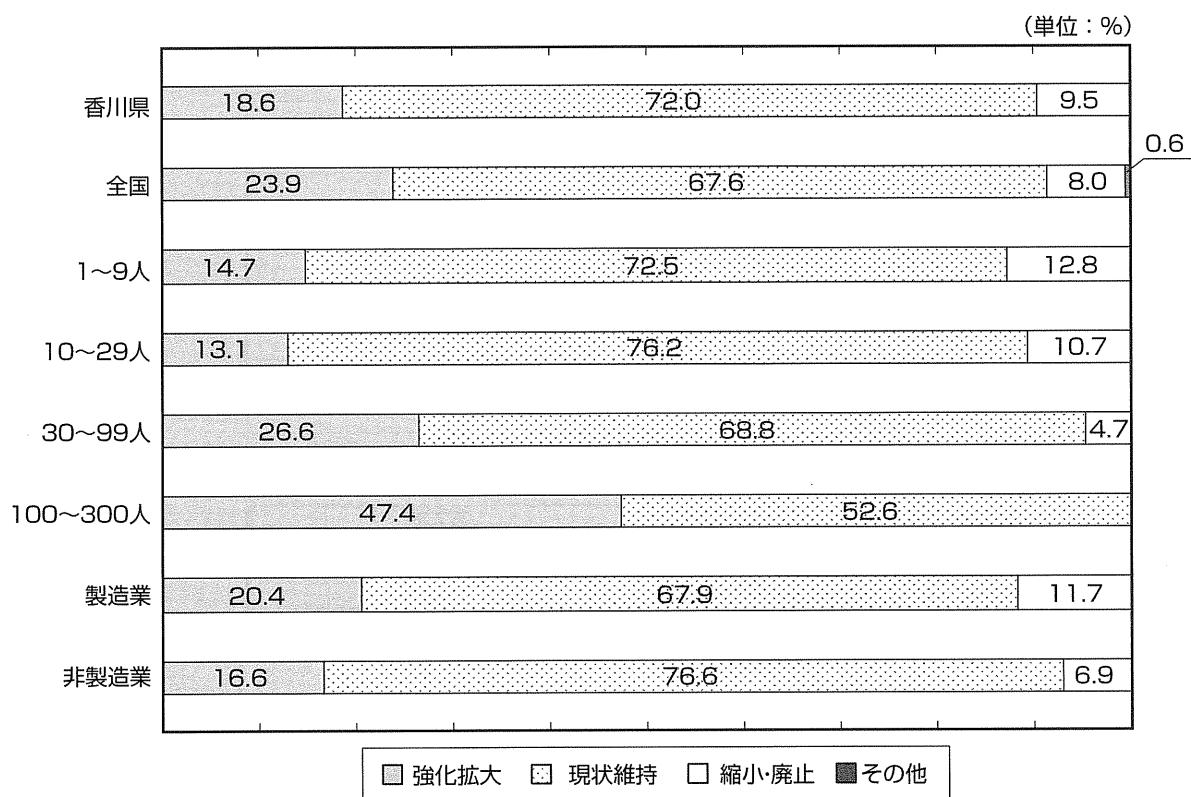
規模別にみると、「100～300人」では47.4%が「強化拡大」を回答している。一方、「1～9人」では14.7%、「10～29人」では13.1%となっており、小規模事業所では、「強化拡大」を回答する事業所は少なかった。

また、製造業で「強化拡大」を考えている事業所は20.4%、非製造業では16.6%であった。

主要事業の今後の方針



主要事業の今後の方針



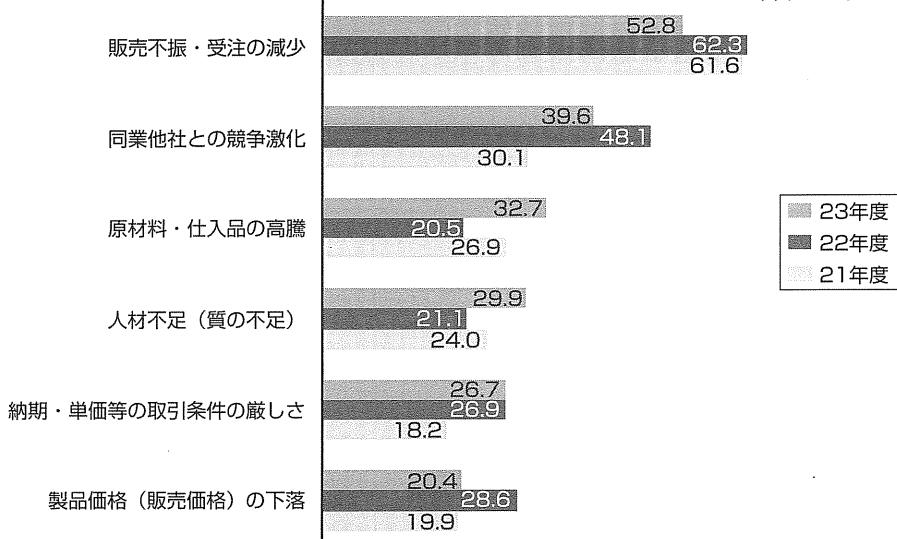
(3) 経営上の障害

中小企業が直面している経営上の障害の今年の上位3位は、「販売不振・受注の減少」(52.8%)、「同業他社との競争激化」(39.6%)、「原材料・仕入品の高騰」(32.7%)で占められている。

「原材料・仕入品の高騰」は、昨年度より、12.2ポイントの大幅な上昇となっている。

経営上の障害（3項目以内複数回答）

(単位：%)



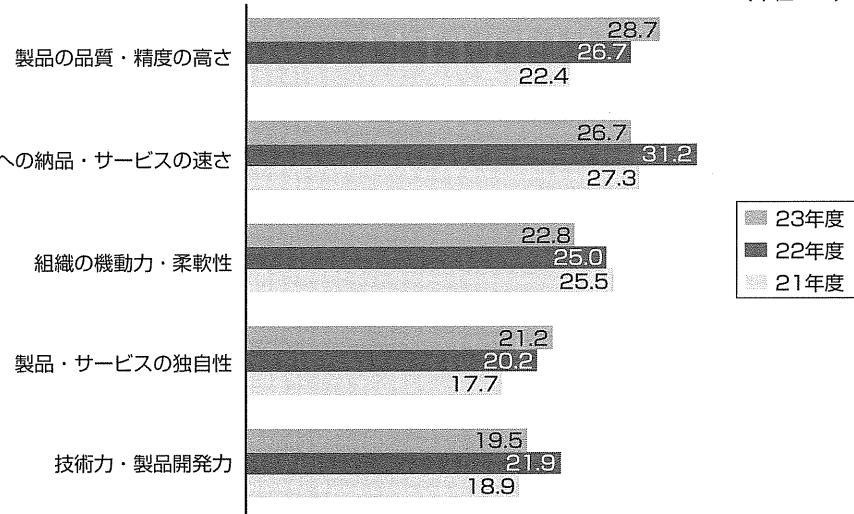
(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年の上位3位は、「製品の品質・精度の高さ」(28.7%)、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」(26.7%)、「組織の機動力・柔軟性」(22.8%)で占められている。

「製品・サービスの独自性」は、2年連続で増加した。

経営上の強み（3項目以内複数回答）

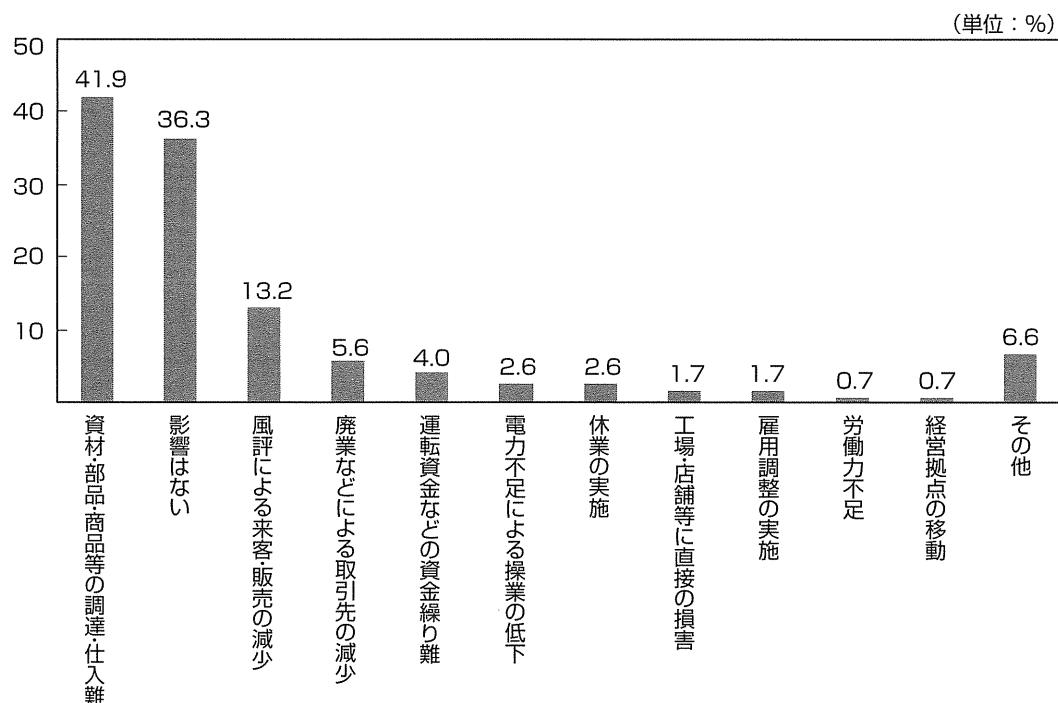
(単位：%)



(5) 東日本大震災による経営への影響

東日本大震災による経営への影響の上位3位は、「資材・部品・商品等の調達・仕入難」(41.9%)、次いで「影響はない」(36.3%)、「風評による来客・販売の減少」(13.2%)であった。

東日本大震災による経営への影響（複数回答）



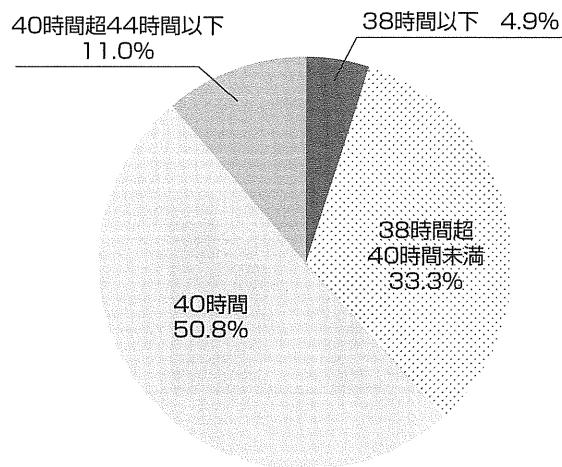
2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は89.0%で、前年と比べて2.3ポイントの増加であった。

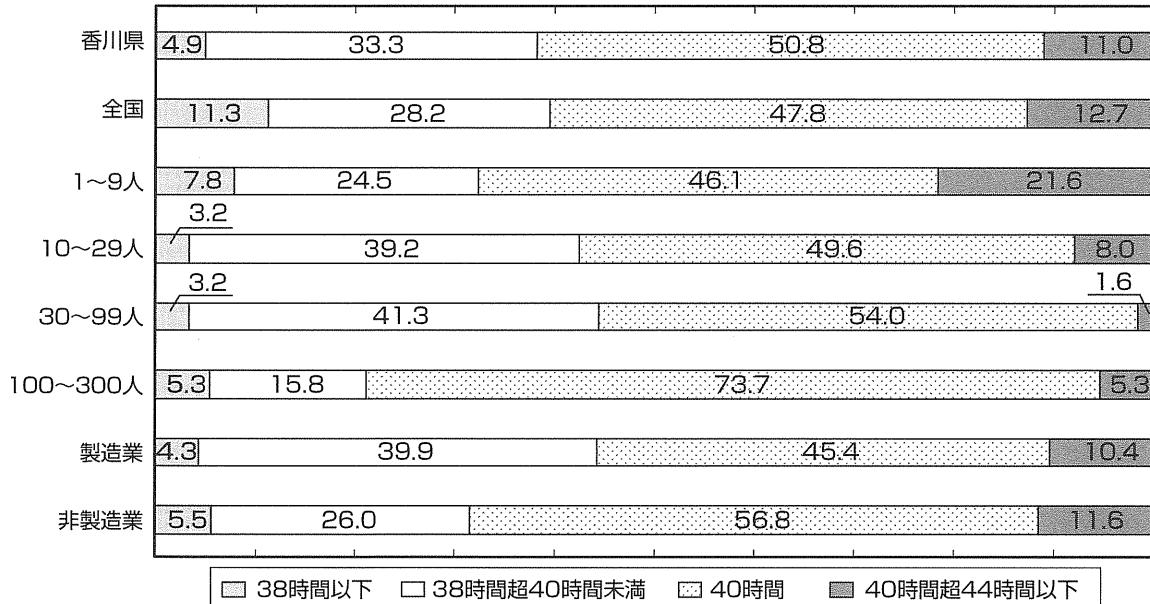
「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、非製造業の未達成の割合が高く、また、規模別にみると、「1～9人」の事業所で割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。

週所定労働時間



週所定労働時間

(単位：%)



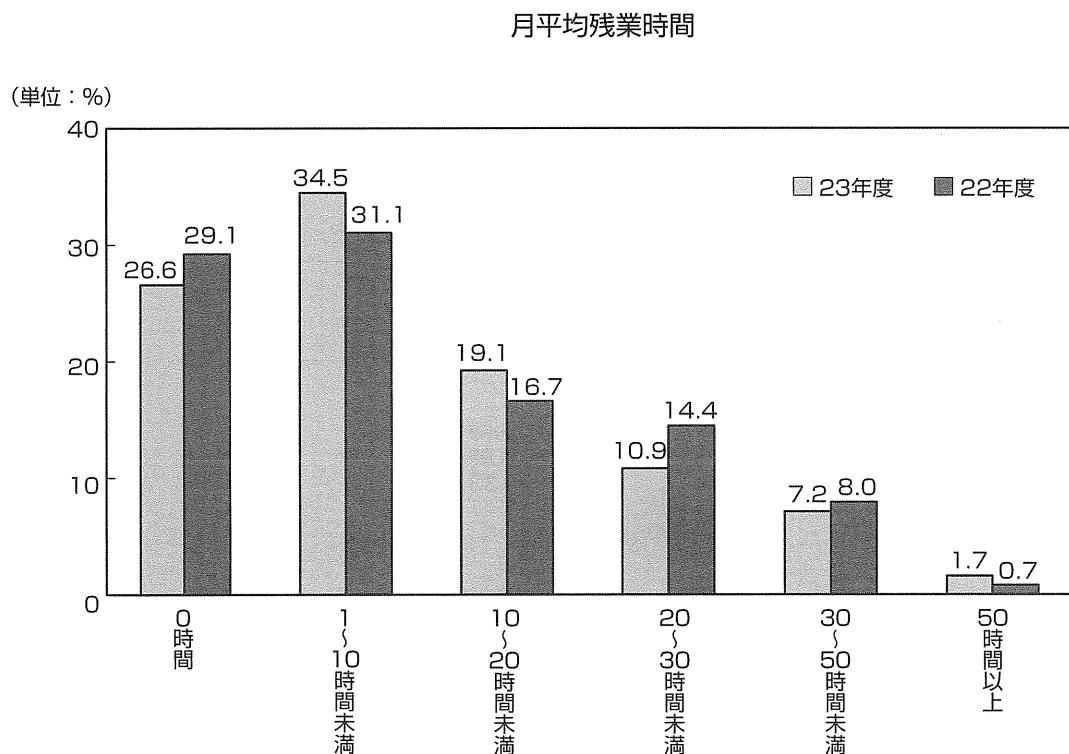
ワンポイントメモ

特例措置対象事業場（週44時間）…常時使用する労働者（パート・アルバイト含む。）が10人未満の①商業②映画・演劇業③保健衛生業④接客娯楽業

(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「1～10時間未満」が34.5%と最も多い。次いで「0時間」の残業なしの事業者が26.6%、「10～20時間未満」が19.1%と続く。

従業員1人当たりの月平均残業時間は、1事業所当たり9.54時間（前年9.62時間）である。



3. 有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は「15～20日未満」(49.4%)が最も多く、次いで「10～15日未満」(22.6%)、「20～25日未満」(16.3%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、90.3%となっている。

香川県における平均付与日数は、15.48日であった。

年次有給休暇の平均付与日数

25日以上 1.9%

10日未満
9.7%

20～25日未満
16.3%

10～15日未満
22.6%

15～20日未満
49.4%

(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は「5～10日未満」(35.0%)が最も多く、次いで「5日未満」(31.9%)「10～15日未満」(22.2%)、と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、66.9%となっている。

香川県における平均取得日数は、7.45日であった。

年次有給休暇の平均取得日数

20日以上 2.3%

15～20日未満
8.6%

10～15日未満
22.2%

5～10日未満
35.0%

5日未満
31.9%

(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率（有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は「70～100%」(30.0%)が最も多く、次いで「50～70%未満」(19.5%)であった。

「50%未満」である事業所は、50.5%であった。

香川県における年次有給休暇平均取得率は、48.11%であった。

年次有給休暇の平均取得率

10%未満 5.4%

10～20%未満
13.2%

20～30%未満
12.8%

30～50%未満
19.1%

50～70%未満
19.5%

70～100%
30.0%



ワンポイントメモ

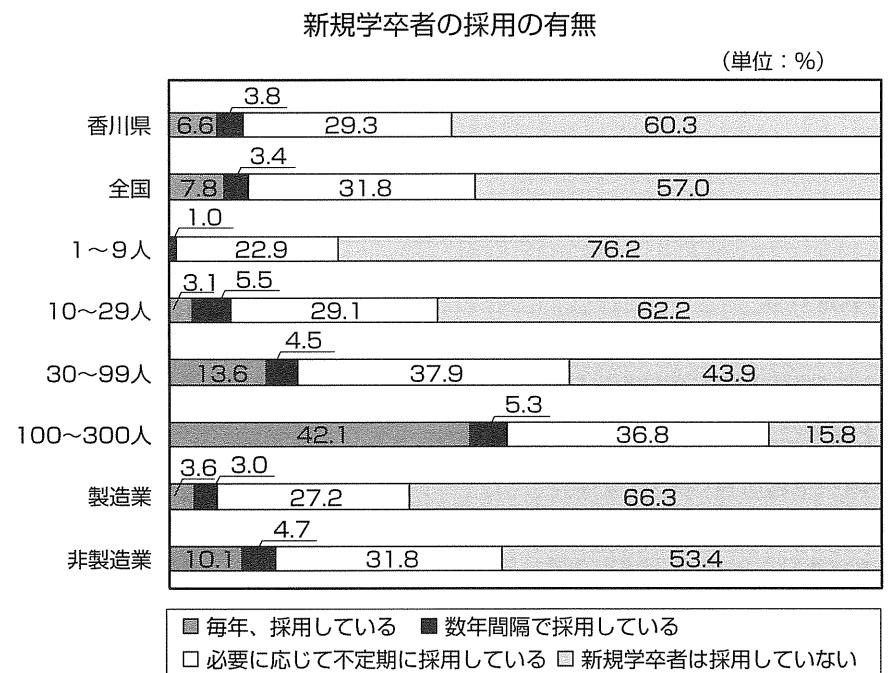
年次有給休暇……労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者（パートタイム含む。）に対し、10日以上を付与することが定められている。ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となる。

4. 新規学卒者

(1) 新規学卒者の採用の有無

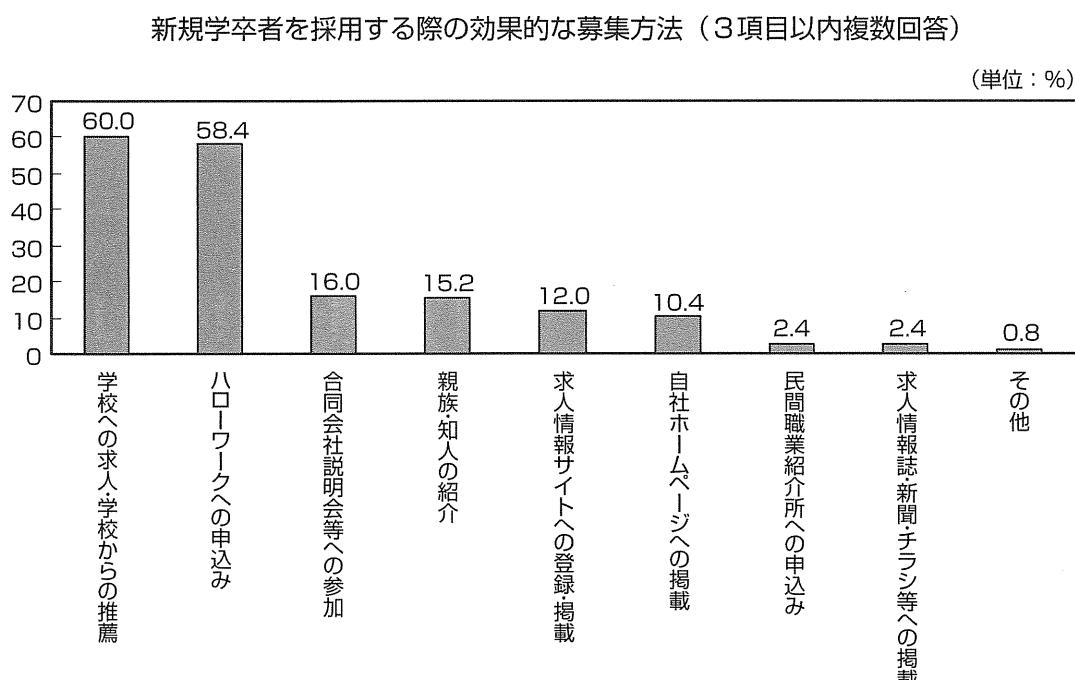
新規学卒者の採用の有無について、「毎年、採用している」と回答したのは 6.6% であった。逆に「新規学卒者は採用していない」は 60.3% であった。

規模別にみると、「1～9 人」では「毎年、採用している」が全くなかった。一方、「100～300 人」では 42.1% が毎年採用を実施している。



(2) 新規学卒者を採用する際の効果的な募集方法

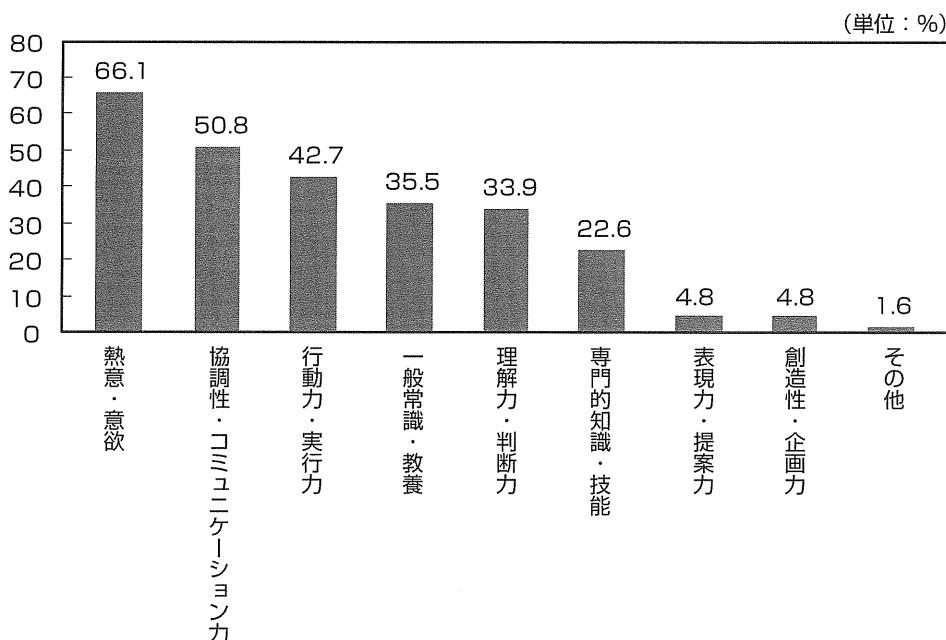
新規学卒者を採用する際の効果的な募集方法の上位 3 位は、「学校への求人・学校からの推薦」(60.0%)、次いで、「ハローワークへの申込み」(58.4%)、「合同会社説明会等への参加」(16.0) であった。



(3) 新規学卒者を採用する際に重視する能力・資質

新規学卒者を採用する際に重視する能力・資質の上位3位は、「熱意・意欲」(66.1%)、次いで、「協調性・コミュニケーション力」(50.8%)、「行動力・実行力」(42.7%)であった。

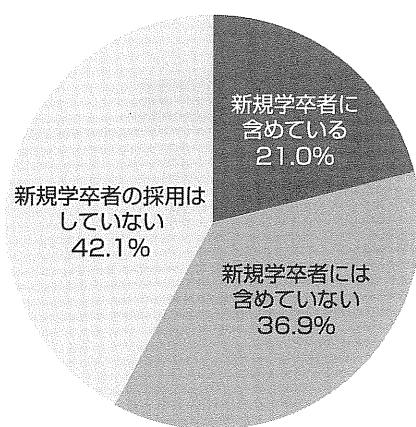
新規学卒者を採用する際に重視する能力・資質（3項目以内複数回答）



(4) 卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか

卒業後3年以内の学卒者を「新規学卒者に含めている」が21.0%、「新規学卒者には含めていない」は36.9%であった。「新規学卒者の採用はしていない」は42.1%であった。

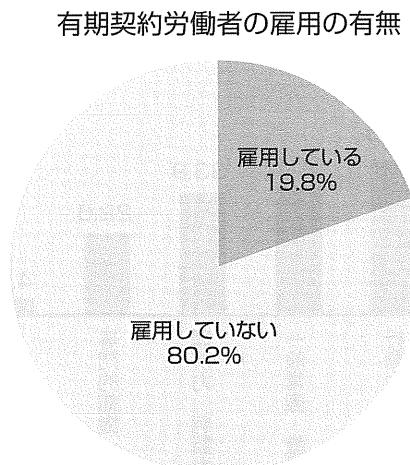
卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めているか



5. 有期契約労働者

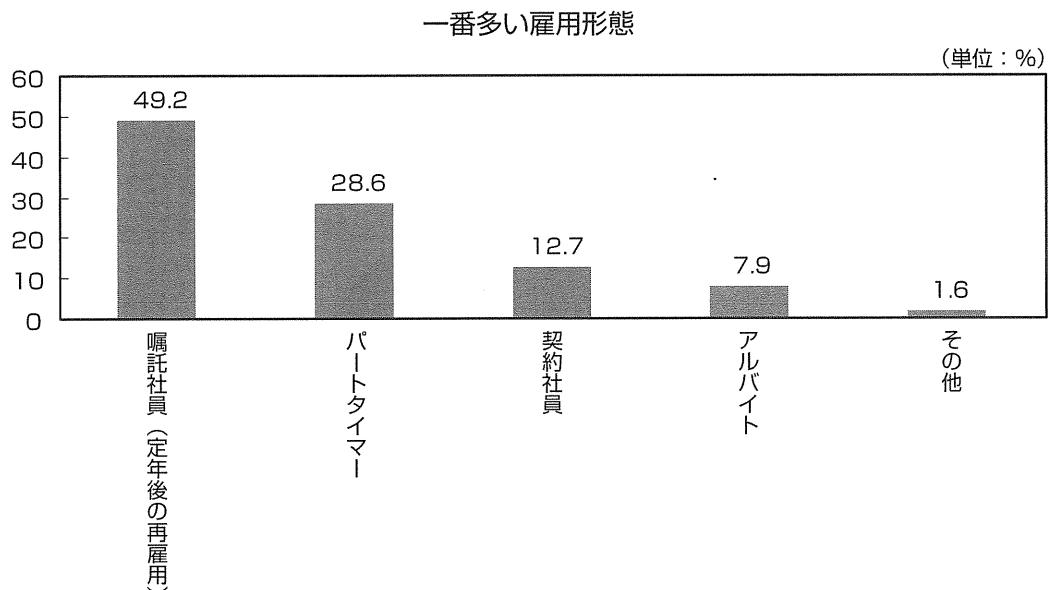
(1) 有期契約労働者の雇用の有無

有期契約労働者の雇用の有無をみると、「雇用している」が19.8%、「雇用していない」が80.2%であった。



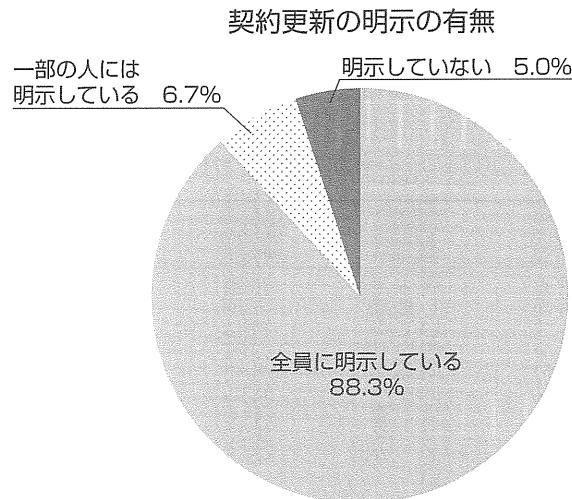
(2) 一番多い雇用形態

一番多い雇用形態の上位3位は、「嘱託社員(定年後の再雇用)」(49.2%)、次いで、「パートタイマー」(28.6%)、「契約社員」(12.7%)であった。



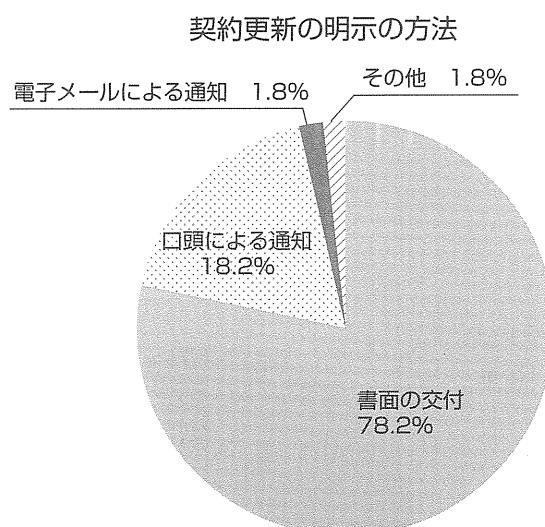
(3) 契約更新の明示の有無

契約更新の明示の有無は、「全員に明示している」が88.3%、「一部の人には明示している」が6.7%、「明示していない」は5.0%であった。



(4) 契約更新の明示の方法

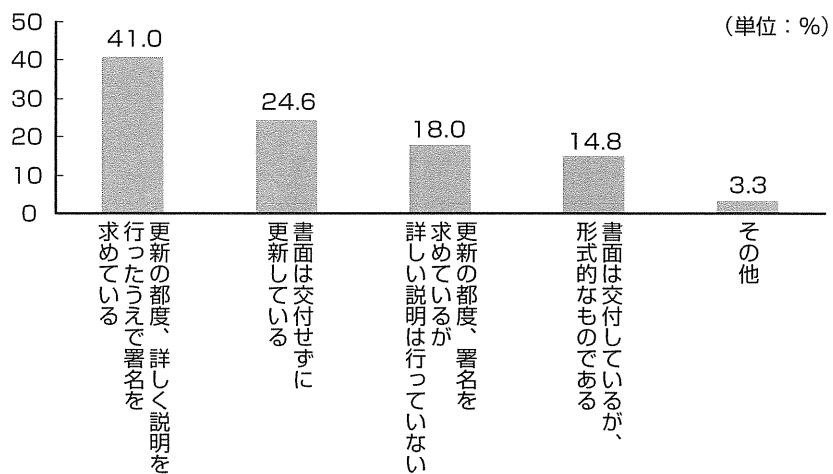
契約更新の明示の方法は、「書面の交付」が78.2%、「口頭による通知」が18.2%、「電子メールによる通知」は1.8%であった。



(5) 契約更新の実施方法

契約更新の実施方法は、「更新の都度、詳しく説明を行ったうえで署名を求めている」が41.0%、「書面は交付せずに更新している」が24.6%、「更新の都度、署名を求めているが詳しい説明は行っていない」が18.0%、「書面は交付しているが、形式的なものである」が14.8%であった。

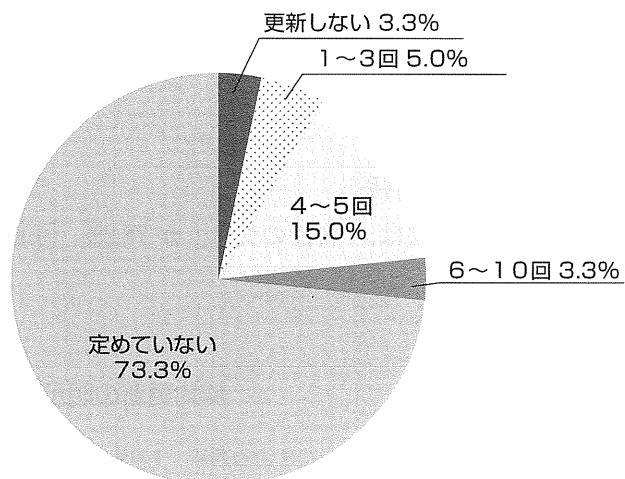
契約更新の実施方法（複数回答）



更新回数の上限回数

(6) 更新回数の上限回数

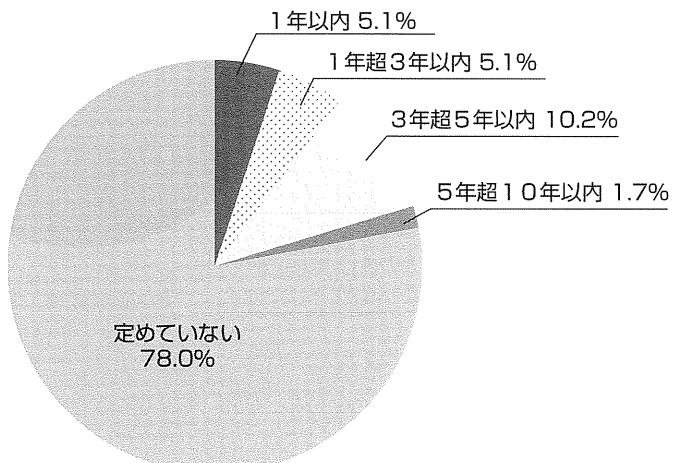
更新回数の上限回数は、「定めていない」が最も多く73.3%であった。次いで「4～5回」が15.0%であった。



勤続年数の上限年数

(7) 勤続年数の上限年数

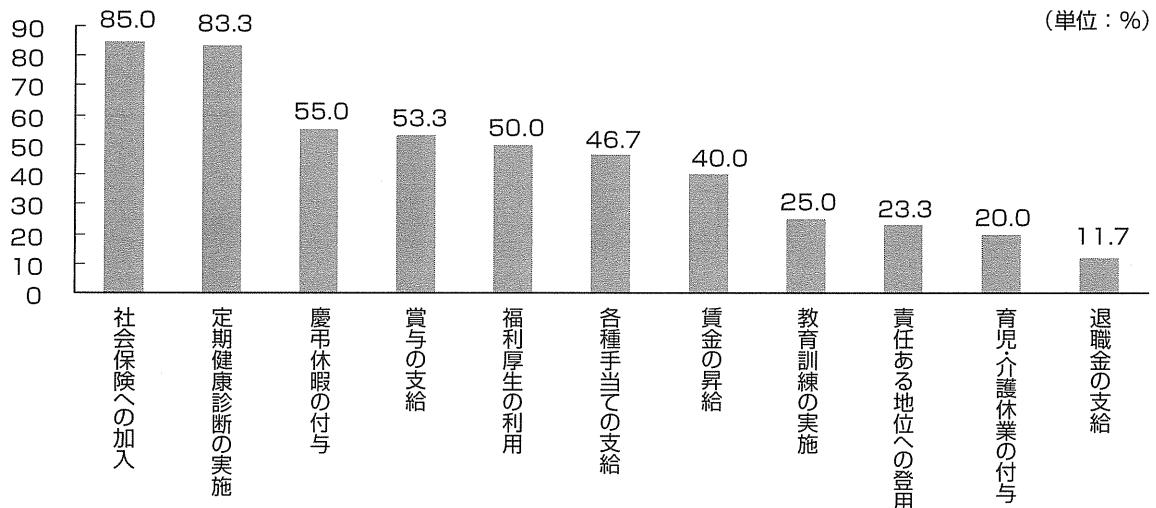
勤続年数の上限年数は、「定めていない」が最も多く78.0%であった。次いで、「3年超5年以内」が10.2%であった。



(8) 処遇の実施状況

処遇の実施状況は、「社会保険への加入」(85.0%)が最も多かった。次いで、「定期健康診断の実施」(83.3%)、「慶弔休暇の付与」(55.0%)、「賞与の支給」(53.3%)、「福利厚生の利用」(50.0%)の順であった。

処遇の実施状況（複数回答）

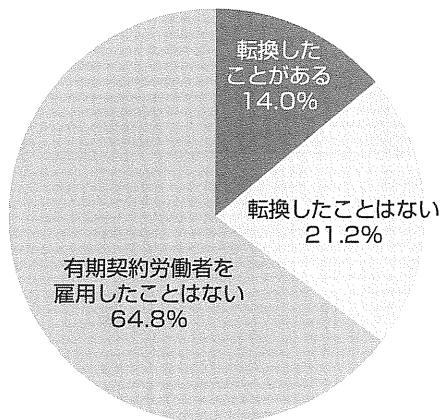


(9) 過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況

過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況は、「有期契約労働者を雇用したことはない」が64.8%であった。

「転換したことがある」は、14.0%、「転換したことはない」は21.2%であった。

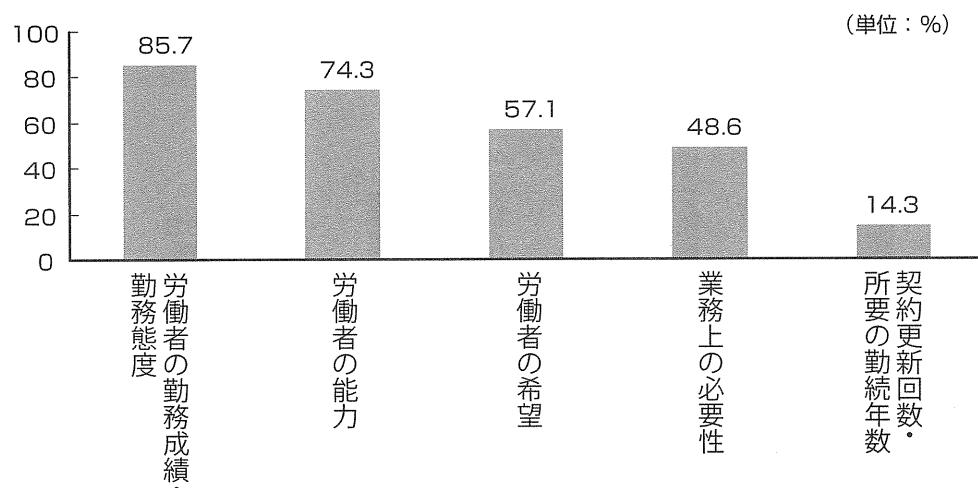
過去3年間の有期契約労働者から正社員への転換状況



(10) 有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準

有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準の上位3位は、「労働者の勤務成績・勤務態度」(85.7%)、次いで、「労働者の能力」(74.3%)、「労働者の希望」(57.1%)であった。

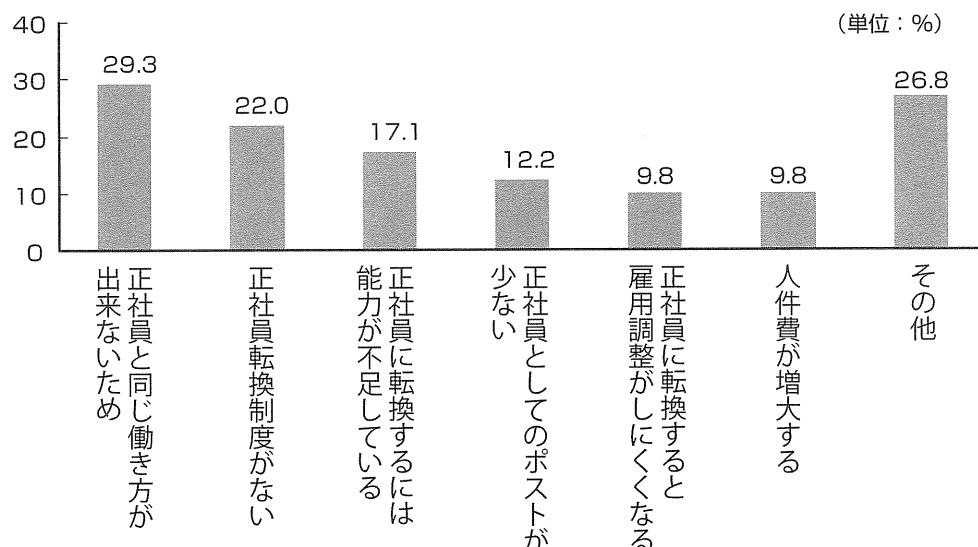
有期契約労働者から正社員へ転換する際の基準（複数回答）



(11) 有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由

有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由の上位3位は、「正社員と同じ働き方が出来ないため」(29.3%)、次いで、「正社員転換制度がない」(22.0%)、「正社員に転換するには能力が不足している」(17.1%)であった。

有期契約労働者から正社員へ転換を行わなかった理由（複数回答）

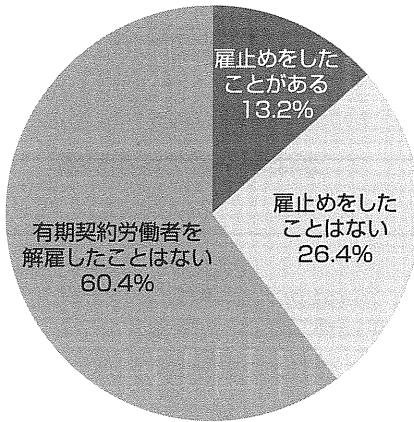


(12) 過去3年間の雇止めの実施状況

過去3年間の雇止めの実施状況は、「有期契約労働者を解雇したことはない」が60.4%であった。

「雇止めをしたことがある」は、13.2%、「雇止めをしたことはない」は26.4%であった。

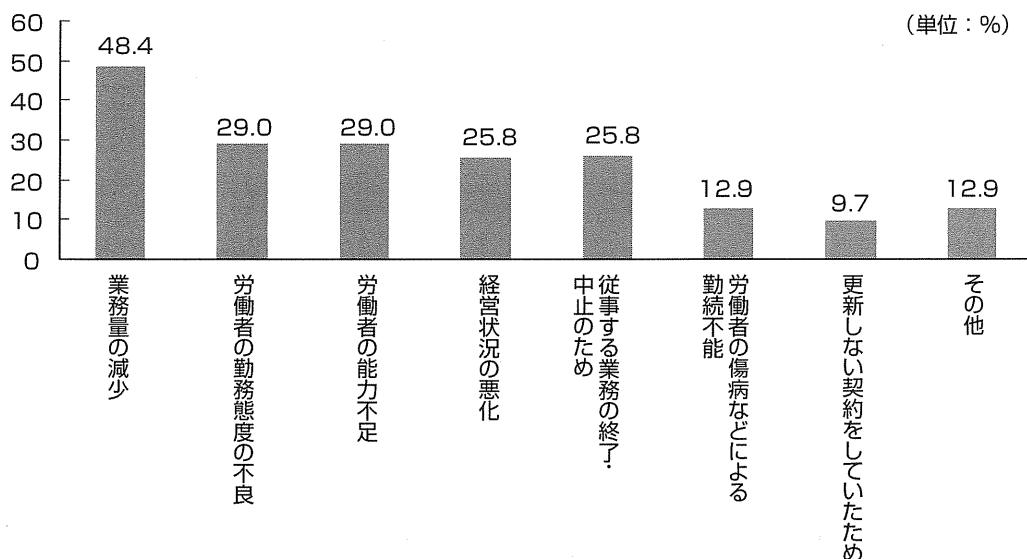
過去3年間の雇止めの実施状況



(13) 雇止めを行った理由

雇止めを行った理由は、「業務量の減少」(48.4%)が最も多かった。次いで、「労働者の勤務態度の不良」と「労働者の能力不足」が29.0%、「経営状況の悪化」と「従事する業務の終了・中止のため」が25.8%であった。

雇止めを行った理由（3項目以内複数回答）



6. 新規学卒者の採用状況

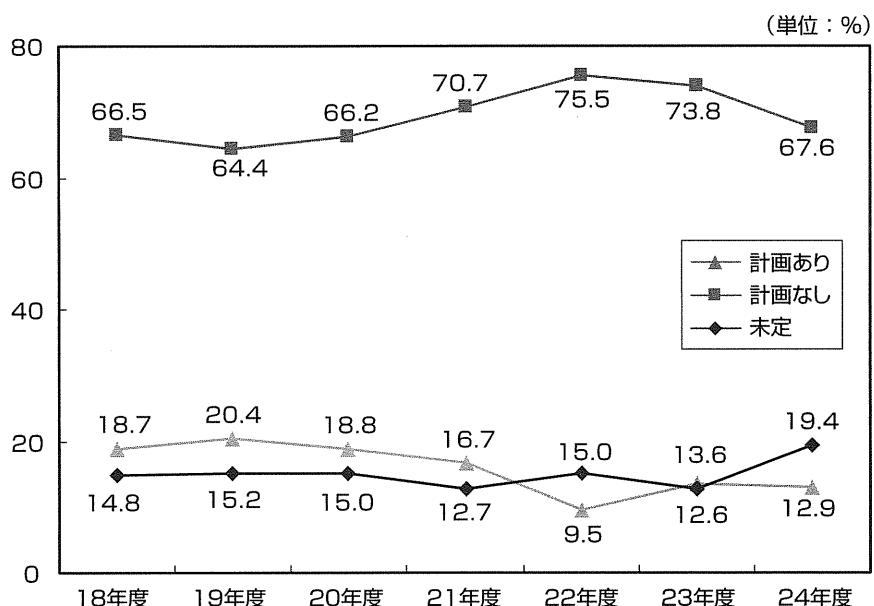
(1) 新規学卒者の採用計画

平成 24 年度の新規学卒者の採用計画について、「ある」と回答した事業所は 12.9% で、昨年より減少した。一方、採用計画が「ない」と回答した事業所は 67.6% と前年より 6.2 ポイント減少している。

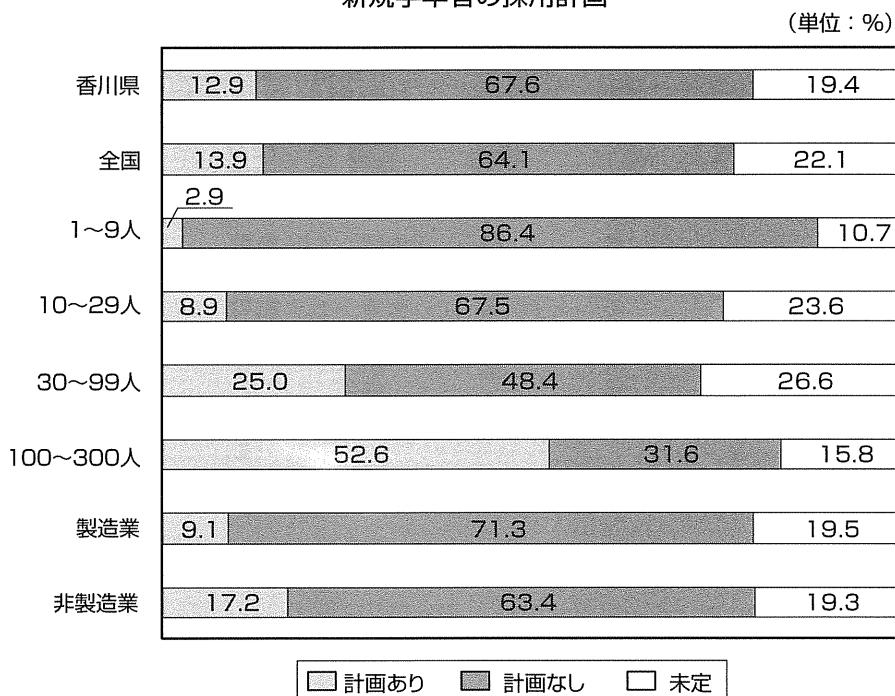
また、「未定」と回答した事業所の数は 19.4% と前年より 6.8 ポイント増加している。

規模別に見ると、「1～9 人」では「ある」と回答した企業の割合は 2.9% であった。「100～300 人」では 52.6% であった。従業員規模が大きくなるほど、新規採用計画のある割合が高く、新規学卒者の採用に意欲的であることがうかがえる。

新規学卒者の採用計画



新規学卒者の採用計画



(2) 新規学卒者の初任給

平成 23 年 3 月卒業の新規学卒者に対して、平成 23 年 6 月に支給した 1 人当たりの平均所定賃金（税込額）の調査結果は次のとおりである。

単位：円 ※（ ）内の数字は、対前年比

			初任給	香 川	全 国
高校卒	技術系	製造業	156,189 (8,139)	158,132 (1,111)	156,287 (917)
		非製造業	160,722 (▲ 3,028)		
	事務系	製造業	135,100 (▲ 16,156)	148,370 (▲ 5,692)	151,877 (1,199)
		非製造業	155,005 (▲ 932)		
専門学校卒	技術系	製造業	168,463 (8,463)	162,513 (▲ 2,737)	166,440 (1,057)
		非製造業	156,563 (▲ 9,737)		
	事務系	製造業	(-)	170,000 (5,000)	164,890 (3,307)
		非製造業	170,000 (7,500)		
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	179,250 (▲ 750)	186,167 (4,417)	168,825 (▲ 2,316)
		非製造業	200,000 (16,500)		
	事務系	製造業	(-)	169,275 (6,775)	164,319 (47)
		非製造業	169,275 (9,275)		
大学卒	技術系	製造業	185,900 (▲ 6,600)	186,050 (▲ 2,700)	192,688 (▲ 430)
		非製造業	186,163 (1,163)		
	事務系	製造業	176,667 (▲ 21,293)	185,258 (▲ 4,250)	187,287 (▲ 214)
		非製造業	190,412 (6,187)		

初任給（高校卒）

初任給 単位：円
格差は東京を 100 とした場合の比較

		単純平均						加重平均					
		技術系			事務系			技術系			事務系		
		事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全国		1,403	156,287	91.7	438	151,877	85.6	3,109	155,925	91.2	827	151,687	90.7
香川		21	158,132	92.8	6	148,370	83.6	53	157,446	92.1	10	150,822	90.1
規模別	1～9人	2	162,500		2	132,600		3	161,667		4	141,300	
	1～4人												
	5～9人	2	162,500		2	132,600		3	161,667		4	141,300	
	10～29人	5	162,700	88.2	2	147,500	72.3	7	163,643	90.3	3	150,000	73.5
	10～20人	3	162,000	86.6	1	140,000	68.6	5	163,600	87.5	1	140,000	68.6
	21～29人	2	163,750	90.0	1	155,000		2	163,750	92.4	2	155,000	
	30～99人	10	156,367	91.5				21	153,254	87.5			
	100～300人	4	154,650	97.7	2	165,010	97.1	22	158,900	101.3	3	164,340	96.7
	製造業 計	12	156,189	92.3	2	135,100	73.4	41	156,735	93.2	3	141,733	77.0
非製造業 計	食料品	4	147,250	92.6				12	147,250	92.6			
	織維工業	2	140,000		1	115,200		5	140,000		1	115,200	
	木材・木製品												
	印刷・同関連												
	窯業・土石												
	化学工業												
	金属・同製品	2	170,434	85.3				3	173,912	87.0			
	機械器具	4	166,100					21	163,686				
	その他				1	155,000	87.1				2	155,000	87.1
非製造業 計	情報通信業												
	運輸業	1	153,000		1	163,000	90.1	1	153,000		2	163,000	90.1
	建設業	4	164,375	92.7				5	163,500	89.7			
	総合工事業	3	164,167	88.9				4	163,125	88.3			
	職別工事業												
	設備工事業	1	165,000					1	165,000				
	卸・小売業	2	162,000		2	158,510	95.5	2	162,000		4	154,255	96.8
	卸売業	1	164,000					1	164,000				
	小売業	1	160,000		2	158,510		1	160,000		4	154,255	
対事業所サービス業	サービス業	2	156,000	91.8	1	140,000		4	156,000	91.8	1	140,000	
	対個人サービス業	1	152,000	89.4				2	152,000	89.4			
	対個人サービス業	1	160,000		1	140,000		2	160,000		1	140,000	

初任給（専門学校卒）

初任給 単位：円
格差は東京を 100 とした場合の比較

	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全国	425	166,440	90.3	124	164,890	91.1	698	165,888	89.7	161	165,786	90.8
香川	8	162,513	88.2	1	170,000	93.9	11	162,395	87.8	1	170,000	93.2
規模別	1～9人											
	1～4人											
	5～9人											
	10～29人	6	159,333				8	159,500				
	10～20人	3	158,667				3	158,667				
	21～29人	3	160,000				5	160,000				
	30～99人	2	172,050	94.4	1	170,000	95.1	3	170,117	92.3	1	170,000
	100～300人											95.1
製造業 計	4	168,463	90.3				5	166,770	89.1			
食料品	1	166,000					1	166,000				
繊維工業	1	160,000	91.4				2	160,000	91.4			
木材・木製品												
印刷・同関連												
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品	2	173,925					2	173,925				
機械器具												
その他												
非製造業 計	4	156,563	86.3	1	170,000	93.6	6	158,750	87.0	1	170,000	92.5
情報通信業												
運輸業												
建設業	1	160,000					1	160,000				
総合工事業	1	160,000					1	160,000				
職別工事業												
設備工事業												
卸・小売業	1	160,000	90.9				2	160,000	90.9			
卸売業												
小売業	1	160,000					2	160,000				
サービス業	2	153,125	83.1	1	170,000	93.2	3	157,500	85.4	1	170,000	91.9
対事業所サービス業	1	140,000	76.0				1	140,000	75.9			
対個人サービス業	1	166,250		1	170,000	89.5	2	166,250		1	170,000	89.5

初任給（短大・高専卒）

初任給 単位：円
格差は東京を 100 とした場合の比較

規模別	単純平均						加重平均					
	技術系			事務系			技術系			事務系		
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差
全国	179	168,825	95.1	164	164,319		253	168,373	94.9	210	163,809	
香川	3	186,167	104.9	2	169,275		4	189,625	106.8	2	169,275	
規模別	1～9人											
	1～4人											
	5～9人											
	10～29人			1	180,000					1	180,000	
	10～20人											
	21～29人			1	180,000					1	180,000	
	30～99人	1	200,000	112.7			2	200,000	112.7			
	100～300人	2	179,250		1	158,550		2	179,250		1	158,550
製造業 計	2	179,250					2	179,250				
食料品												
繊維工業												
木材・木製品												
印刷・同関連												
窯業・土石												
化学工業												
金属・同製品												
機械器具	2	179,250					2	179,250				
その他												
非製造業 計	1	200,000	112.7	2	169,275		2	200,000	112.7	2	169,275	
情報通信業												
運輸業												
建設業	1	200,000					2	200,000				
総合工事業												
職別工事業	1	200,000					2	200,000				
設備工事業												
卸・小売業				2	169,275					2	169,275	
卸売業				1	158,550					1	158,550	
小売業				1	180,000					1	180,000	
サービス業												
対事業所サービス業												
対個人サービス業												

初任給（大学卒）

初任給 単位：円
格差は東京を 100 とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	831	192,688	98.0	725	187,287	92.2	1,574	194,002	96.5	1,395	189,245	92.9	
香川	14	186,050	94.6	16	185,258	91.2	21	191,852	95.4	37	185,855	91.2	
規模別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人	5	172,860	92.9	3	172,500	89.6	5	172,860	91.1	7	175,714	91.3
	10～20人	2	160,000	88.9	2	178,750	102.1	2	160,000	87.7	6	178,333	101.9
	21～29人	3	181,433	89.0	1	160,000	76.2	3	181,433	89.0	1	160,000	76.2
	30～99人	5	184,660	94.2	3	177,233	89.3	6	187,217	93.6	4	175,425	87.4
	100～300人	4	204,275	100.0	10	191,492	88.2	10	204,130	98.8	26	190,189	88.7
	製造業 計	6	185,900	98.0	6	176,667	92.1	10	192,960	99.5	9	178,889	92.6
非製造業	食料品				1	190,000	105.6				2	190,000	105.6
	繊維工業				1	190,000					1	190,000	
	木材・木製品												
	印刷・同関連				2	165,000	86.1				3	166,667	86.2
	窯業・土石												
	化学工業												
	金属・同製品	1	183,300	95.1				1	183,300	93.3			
	機械器具	3	197,367	96.8	1	190,000	93.2	7	200,900	98.5	2	190,000	93.2
	その他	2	170,000	87.6	1	160,000	91.4	2	170,000	87.6	1	160,000	91.4
非製造業 計	8	186,163	88.8	10	190,412	89.1	11	190,845	91.2	28	188,094	89.0	
	情報通信業												
	運輸業	1	135,000		1	210,000		1	135,000		1	210,000	
	建設業	4	189,825	92.2	1	180,000	87.3	5	191,860	95.4	1	180,000	87.3
	総合工事業	4	189,825	89.7	1	180,000	87.3	5	191,860	89.6	1	180,000	87.3
	職別工事業												
	設備工事業												
	卸・小売業	3	198,333	84.4	7	190,589	93.3	5	201,000	85.5	24	188,193	91.3
	卸売業	2	197,500	84.0	5	189,840	93.0	3	201,667	85.8	22	187,805	91.1
	小売業	1	200,000		2	192,460		2	200,000		2	192,460	
サービス業	サービス業				1	180,000	91.6				2	180,000	91.1
	対事業所サービス業												
	対個人サービス業				1	180,000	90.0				2	180,000	90.0

(注) 新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人あたり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所あたり）及び加重平均（採用者1人あたり）の両方を示しています。
 単純平均は、各事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。
 加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数です。

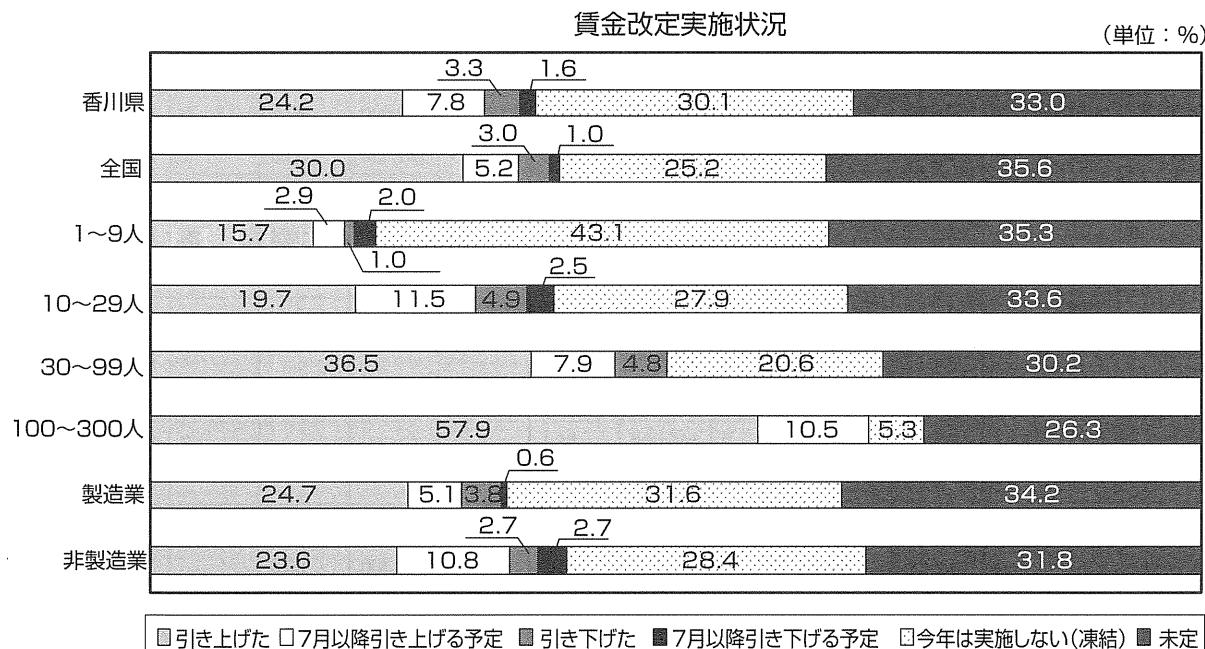
7. 賃金改定

(1) 賃金改定実施状況

平成 23 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間の賃金改定実施状況について、「引き上げた」、「7 月以降引き上げる予定」は、合わせて 32.0% であり、前年（29.4%）より 2.6 ポイント増加した。また、「引き下げた」、「7 月以降引き下げる予定」は合わせて 4.9% であり、前年（6.1%）より 1.2 ポイント低下した。

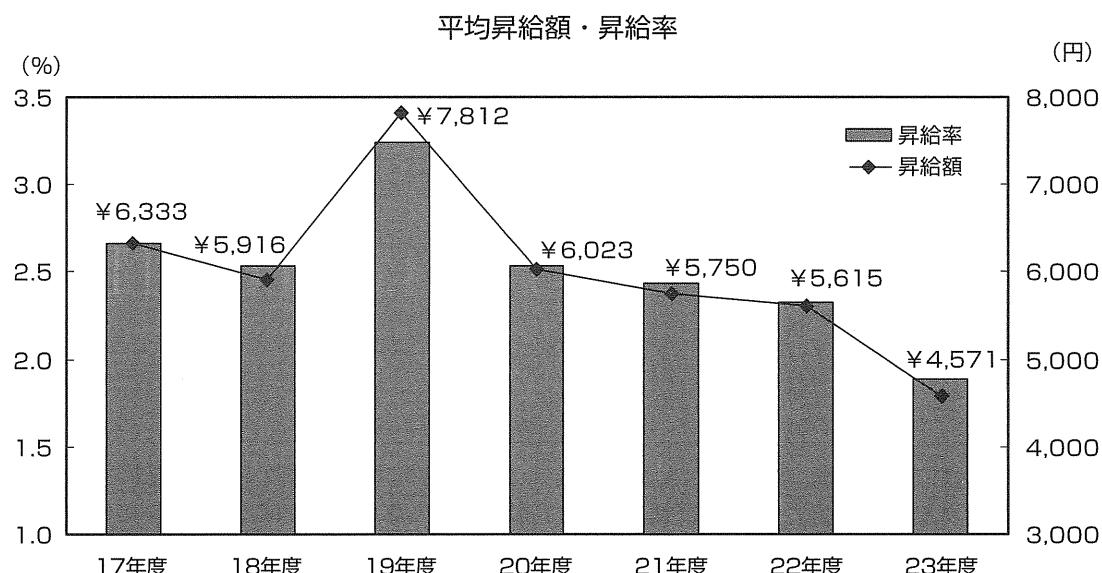
規模別にみると、「100～300 人」の事業所で 57.9% が「引き上げた」と回答したのに対し、「1～9 人」では 15.7% で、その差 42.2 ポイントであり、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業では 24.7% が「引き上げた」と回答したが、非製造業では 23.6% にとどまっている。



(2) 平均昇給額・昇給率

平成 23 年 1 月から 7 月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した 60 事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が 4,571 円（対前年比マイナス 1,044 円）、平均昇給率は 1.89%（対前年比マイナス 0.43 ポイント）となっている。



平成23年6月



平成23年度中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

東日本大震災の影響は、被災地はもちろんのこと、日本経済全体に甚大な打撃を与え、中小企業経営にも大きな影響をもたらしています。こうした情勢もふまえて、中小企業団体中央会では、中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

平成23年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成23年7月1日 調査締切：平成23年7月11日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入下さいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用いたしません。

◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当する項目の番号に○をつけるか、該当欄に数字等をご記入下さい。なお、特に断りのない限り**7月1日**現在でご記入下さい。

◇お問い合わせ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。
調査票は**7月11日**までにご返送下さい。

香川県中小企業団体中央会 連携支援部
〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号 香川県産業会館4階
電話 087-851-8311 FAX 087-822-4377

貴事業所の概要についてお答え下さい。(太枠内に該当する事項をご記入下さい)

貴事業所の名称		記入担当者名	
所 在 地	(〒 - - -)	電 話 番 号	- - -
		F A X 番 号	- - -
業 種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を以下の1. ~ 19.の中から1つだけ右の太枠内にご記入下さい) →			
1. 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	11. 運輸業		
2. 繊維工業	12. 総合工事業		
3. 木材・木製品・家具・装備品製造業	13. 職別工事業 (設備工事業を除く)		
4. 印刷・同関連業	14. 設備工事業		
5. 烫業・土石製品製造業	15. 卸売業		
6. 化学工業・石油・石炭製品・ゴム製品製造業	16. 小売業		
7. 鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業	17. 対事業所サービス業		
8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業	(物品販賣業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、 廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業等)		
9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業	18. 対個人サービス業		
10. 情報通信業	19. その他 (具体的に :		
〔通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随 サービス業、映像・音声・文字情報制作業〕			

設問1) 従業員数についてお答え下さい。

①平成23年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入下さい。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。

	正社員	パートタイマー	派遣	アルバイト・その他	合計	(うち常用労働者)		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	男 性	人	
女性	人	人	人	人	人	女 性	人	

【注】(1)「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。

(2)「常用労働者」とは、貴事業所が直雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。

① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者

②日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ

③事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者

② 事業主の就業率で、就農率は既に下降しており、雇用活動削減で雇用率も下がる。

設問2) 労働組合の有無についてお答え下さい。(どちらか1つだけに○)

1. ある 2. ない

(右欄は回答事業所記入不要)

37

(都道府県コード)

(事業所コード) (地域コード)

(事業所コード)

(地域口一上)

(地域コード)

設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良い 2. 変わらない 3. 悪い

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大 2. 現状維持 3. 縮小 4. 廃止 5. その他()

③現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|---------------------|---------------|------------------|
| 1. 労働力不足(量の不足) | 2. 人材不足(質の不足) | 3. 労働力の過剰 |
| 4. 人件費の増大 | 5. 販売不振・受注の減少 | 6. 製品開発力・販売力の不足 |
| 7. 同業他社との競争激化 | 8. 原材料・仕入品の高騰 | 9. 製品価格(販売価格)の下落 |
| 10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ | 11. 金融・資金繰り難 | 12. 環境規制の強化 |

④経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|
| 1. 製品・サービスの独自性 | 2. 技術力・製品開発力 | 3. 生産技術・生産管理能力 |
| 4. 営業力・マーケティング力 | 5. 製品・サービスの企画力・提案力 | 6. 製品の品質・精度の高さ |
| 7. 顧客への納品・サービスの速さ | 8. 企業・製品のブランド力 | 9. 財務体质の強さ・資金調達力 |
| 10. 優秀な仕入先・外注先 | 11. 商品・サービスの質の高さ | 12. 組織の機動力・柔軟性 |

⑤東日本大震災により、経営にどのような影響を受けましたか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|-----------------|------------------|---------------------|
| 1. 労働力不足 | 2. 電力不足による操業の低下 | 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 |
| 4. 工場・店舗等に直接の損害 | 5. 風評による来客・販売の減少 | 6. 廃業などによる取引先の減少 |
| 7. 運転資金などの資金繰り難 | 8. 休業の実施 | 9. 雇用調整の実施 |
| 10. 経営拠点の移動 | 11. その他() | 12. 影響はない |

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。

職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。(1つだけに○)

1. 38時間以下 2. 38時間超40時間未満 3. 40時間 4. 40時間超44時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。

(2)「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成22年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入下さい。

従業員1人当たり 月平均残業時間 1. [] 時間 2. なし

設問5) 従業員の有給休暇についてお答え下さい。

①平成22年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい(付与日数は前年からの繰越分を除く)。

従業員1人当たり 平均付与日数 [] 日 従業員1人当たり 平均取得日数 [] 日
(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問6) 新規学卒者の採用についてお答えください。

①新規学卒者の採用を行っていますか。(1つだけに○)

- | | | |
|------------------|----------------|---------------------|
| 1. 毎年、採用している | 2. 数年間隔で採用している | 3. 必要に応じて不定期に採用している |
| 4. 新規学卒者は採用していない | | |

*新規学卒者を採用している(1. ~3. に○)事業所は①-1、①-2の質問にお答えください。

↓

①-1 新規学卒者の採用に当たって、どのような募集方法が特に効果的でしたか。(3つ以内に○)

- | | | |
|----------------------|-----------------|-------------------|
| 1. 学校への求人・学校からの推薦 | 2. ハローワークへの申込み | 3. 民間職業紹介所への申し込み |
| 4. 求人情報誌・新聞・チラシ等への掲載 | 5. 自社ホームページへの掲載 | 6. 求人情報サイトへの登録・掲載 |
| 7. 親族・知人の紹介 | 8. 合同会社説明会等への参加 | 9. その他() |

①-2 新規学卒者を採用する場合、重視するのはどのような能力・資質ですか。(3つ以内に○)

- | | | |
|-------------------|------------|------------|
| 1. 専門的知識・技能 | 2. 一般常識・教養 | 3. 行動力・実行力 |
| 4. 表現力・提案力 | 5. 理解力・判断力 | 6. 創造性・企画力 |
| 7. 協調性・コミュニケーション力 | 8. 熱意・意欲 | 9. その他() |

②新規学卒者の採用に当たって、卒業後3年以内の学卒者を新規学卒者に含めていますか。(1つだけに○)

- | | | |
|----------------|------------------|-------------------|
| 1. 新規学卒者に含めている | 2. 新規学卒者には含めていない | 3. 新規学卒者の採用はしていない |
|----------------|------------------|-------------------|

設問7) 有期契約労働者についてお答え下さい。

①有期契約労働者を雇用していますか（更新の有無にかかわらず、3ヶ月、1年など期間を定めた契約で雇用している労働者。ただし、日々雇われている者及び当該事業所を出向先とする出向社員や派遣社員を除く。）（1つだけに○）

1. 雇用している

2. 雇用していない

※有期契約労働者を雇用している（1. に○）事業所は①-1～①-5の質問にお答えください。

①-1 有期契約労働者の中で、一番多い雇用形態はどれですか。（1つだけに○）

1. 契約社員
4. アルバイト

2.嘱託社員（定年後の再雇用）
5. その他（ ）

3. パートタイマー
）

※①-2～①-5については、一番多い雇用形態の有期契約労働者についてお答えください。

①-2 契約更新の有無の明示及び方法についてお答えください。（該当するものに○）

1. 全員に明示している
2.一部の人には明示している
3. 明示していない

→
※明示している（1. 2. に○）場合、
明示方法についてお答えください。
(1つだけに○)

1. 口頭による通知
2. 書面の交付
3. 電子メールによる通知
4. その他（ ）

①-3 契約更新はどのように行っていますか。（該当するものすべてに○）

1. 書面は交付せずに更新している
2. 書面は交付しているが、期間満了後に締結するなど、形式的なものである
3. 更新の都度、労働者の署名または記名押印を求めているが詳しい説明は行っていない
4. 更新の都度、詳しく説明を行ったうえで労働者の署名または記名押印を求めている
5. その他（ ）

①-4 契約更新の更新回数の上限及び勤続年数の上限は何回または何年ですか。（1つだけに○）

更新回数の上限	1. 更新しない 4. 6～10回	2. 1～3回 5. 11回以上	3. 4～5回 6. 定めていない
勤続年数の上限	1. 1年以内 4. 5年超10年以内	2. 1年超3年以内 5. 10年超	3. 3年超5年以内 6. 定めていない

①-5 処遇についてどのようなことを実施していますか。（該当するものすべてに○）

1. 賃金の昇給 4. 退職金の支給 7. 育児・介護休業の付与 10. 責任ある地位への登用	2. 賞与の支給 5. 慶弔休暇の付与 8. 福利厚生の利用 11. 教育訓練の実施	3. 各種手当の支給 6. 社会保険への加入 9. 定期健康診断の実施 12. その他（ ）
--	---	---

②過去3年間に有期契約労働者から正社員への転換を行ったことはありますか。（1つだけに○）

1. 転換したことがある

2. 転換したことはない

3. 有期契約労働者を雇用したことはない

※1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

※2. に○をした事業所は②-2の質問にお答えください。

②-1 有期契約労働者から正社員へ転換する際に、どのようなことを基準にしていますか。（該当するものすべてに○）

1. 労働者の勤務成績・勤務態度
2. 労働者の能力
3. 労働者の希望
4. 契約更新回数・所要の勤続年数
5. 業務上の必要性
6. その他（ ）

②-2 有期契約労働者から正社員への転換を行わなかったのは、どのような理由ですか。（該当するものすべてに○）

1. 正社員に転換するには能力が不足している
2. 正社員に転換すると雇用調整がしにくくなる
3. 正社員としてのポストが少ない
4. 人件費が増大する
5. 正社員と同じ働き方が出来ないため
6. 正社員転換制度がない
7. その他（ ）

③過去3年間に雇止め（契約期間満了後、有期労働契約を更新しないこと）を行ったことはありますか。（1つだけに○）

1. 雇止めをしたことがある

2. 雇止めをしたことはない

3. 有期契約労働者を雇用したことはない

※雇止めをしたことがある（1. に○）事業所は③-1の質問にお答えください。

③-1 雇止めを行った理由はどのようなことですか。（3つ以内に○）

1. 業務量の減少 4. 労働者の傷病などによる勤続不能 7. 更新しない契約をしていたため	2. 経営状況の悪化 5. 労働者の能力不足 8. その他（ ）	3. 労働者の勤務態度の不良 6. 従事する業務の終了・中止のため ）
--	--	---

設問8) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成23年3月新規学卒者（第2新卒者、中途採用者を除く）の採用予定人数、実際に採用した人数、1人当たり平均初任給額（平成23年6月支給額）をご記入下さい。

学卒	採用予定人数(人) (平成23年3月卒)	採用した人数(人) (平成23年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)	学卒	採用予定人数(人) (平成23年3月卒)	採用した人数(人) (平成23年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)
高校卒	技術系			短大卒 (含高専)	技術系		
	事務系				事務系		
専門学校卒	技術系			大学卒	技術系		
	事務系				事務系		

[注] (1) 平成23年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。

(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。

(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成24年3月の新規学卒者（第2新卒者、中途採用者を除く）の採用計画はありますか。（1つだけに○）

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入下さい。

1. 高校卒 [] 人 2. 専門学校卒 [] 人 3. 短大卒(含高専) [] 人 4. 大学卒 [] 人

設問9) 賃金改定についてお答え下さい。

①平成23年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。（1つだけに○）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 引上げた | 4. 7月以降引上げる予定 |
| 2. 引下げた | 5. 7月以降引下げる予定 |
| 3. 今年は実施しない（凍結） | 6. 未定 |

※ 1. ~3. に○をした事業所は下記の①-1へ

↓

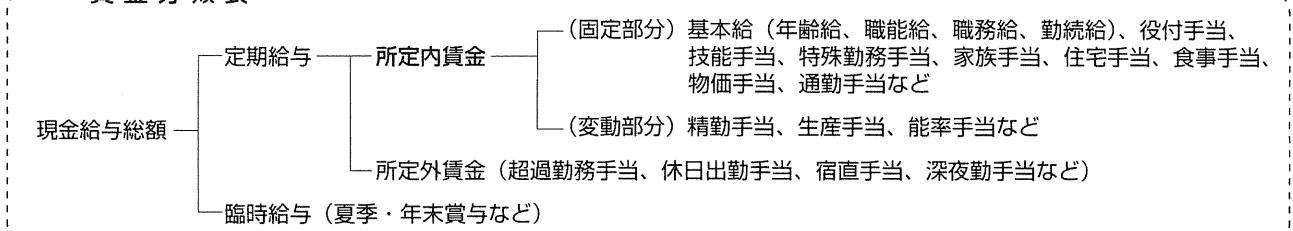
①-1 賃金改定（引き上げ・引き下げ・凍結）を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。ご記入の際は下記の〔注〕をご参考下さい。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり（月額）							
	改定前の平均所定内賃金（A）				改定後の平均所定内賃金（B）		平均引上げ・引下げ額（C）	
人				円			円	円

[注] (1) 「改定前の平均所定内賃金（A）」「改定後の平均所定内賃金（B）」「平均引上げ・引下げ額（C）」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はプラス額になります。
- ・「2. 引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額（C）」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない（凍結）」事業所は、「B」-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額（C）」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前・改定後とも在職している者です（1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です）。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いて下さい。
- (4) 「所定内賃金」については、下表を参考にして下さい。ただし、通勤手当は除いて下さい。

賃金分類表



○お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7月11日までにご返送下さい。